

豊福相発第45号  
令和5年4月11日

関係各位

豊田市 福祉総合相談課  
課長 大内 紀哉

**豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱その他市長が認める者に係る  
運用基準等について（通知）**

日頃は豊田市の福祉行政に格別なる御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱に係るその他市長が認める者運用基準（「本基準」）について、令和4年4月19日付豊福相発第139号にて周知したところですが、運用基準等の手順書を策定しましたので、改めて内容について周知いたします。

御質問や不明点等がありましたら、下記にご連絡ください。

**1. その他市長が認める者運用基準の策定について（別添1、別添2）**

令和4年4月1日から本基準を運用開始していますので、改めてご確認ください。

**2. 手順書の策定について（別添3）**

運用基準に該当する場合の手順書を策定しましたので、ご確認ください。

**3. 後見人等報酬費用の適用期間について**

本基準で対象となる後見人等報酬費用の助成は、報酬付与対象期間が令和3年4月1日以後について適用となります。豊田市への助成申請にあたっては、報酬付与対象期間にご注意いただきますようお願いします。

**【連絡先】**

豊田市役所 福祉総合相談課  
権利擁護支援担当 杉浦・加藤良・安藤  
TEL 0565-34-6791  
FAX 0565-33-2940  
fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp

## 豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱 その他市長が認める者運用基準

この基準は、豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下、「本要綱」という。）第3条第1項第4号に定めるその他市長が認める者の運用基準を定める。

（該当要件）

第1条 この基準を適用する者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1）本要綱第3条第1項第1号から第3号に掲げる要件に該当しない者
- （2）負債が売却の見込みがある資産（現金を含む。）を上回っている者
- （3）後見人等報酬費用を加えた支出が収入を上回っている者（後見人等報酬費用については、本要綱第8条第2項に定める助成の上限とする。）

（必要書類）

第2条 この基準に基づく助成を受けようとする者は、様式第1号に必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

（適用時期）

第3条 この基準を適用する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）本要綱第6条第1項に定める審判請求費用の助成を受けようとする者であって、審判請求を行った日が令和4年4月1日以後の日にちであること
- （2）本要綱第9条第1項に定める後見人等報酬費用の助成を受けようとする者であって、後見人等の活動期間に令和4年4月1日以後の日にちを含むこと

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行し、報酬付与対象期間が令和3年4月1日以後について適用する。

## その他市長が認める者 概要説明書

年 月 日

豊田市長 殿

被後見人等が豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱第3条第1項第4号に定めるその他市長が認める者に該当するため、必要書類を添えて提出します。

申請者		被後見人等	
-----	--	-------	--

## &lt;該当要件&gt;

- (1) 本要綱第3条第1項第1号から第3号に掲げる要件に該当しない者（被後見人等が該当しない要件に☑をご記入ください。）

	要件
<input type="checkbox"/>	生活保護法による保護を受けている者
<input type="checkbox"/>	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等を受けている者
<input type="checkbox"/>	豊田市社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業実施要綱に準じて、別表に掲げる要件すべてに該当する者
1～4のうち、被後見人等が該当しない要件の番号に○をつけてください	
1	市町村民税非課税であること。
2	年間収入が150万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
3	預貯金等の額が350万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
4	その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないこと。

- (2) 負債が売却の見込みがある資産（現金を含む。）を上回っている者（金額の記載のある財産目録を参考にご記入ください）

負債 (円)	
売却の見込みがある資産 (円)	

- (3) 後見人等報酬費用を加えた支出が収入を上回っている者（後見人等報酬費用については、本要綱第8条第2項に定める助成額の上限とする。）（収支予算書を参考にご記入ください。）

収入 (円/月)	
支出 (円/月)	
後見人等報酬費用 (円/月)	
支出と後見人等報酬費用の合計 (円/月)	

(必要書類)

- 財産目録の写し（金額の記載があるもの）
- 収支予算書の写し
- その他市長が認める者資産報告書（財産目録の資産のうち、売却の見込みがある資産に含めない資産がある場合に記入し、提出）
- 上記以外に、その他市長が認める者に該当することが分かる資料

その他市長が認める者 資産報告書

年 月 日

豊田市長 殿

財産目録の資産のうち、下記の資産については、売却の見込みがある資産に含めないことを報告します。

記

資産の概要	売却の見込みがない理由

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印(自署の場合は印不要)

その他市長が認める者運用基準 手順書

手順	内容
① 事前相談	後見人等は豊田市（0565-34-6791）にご連絡ください。
②必要書類の提出	運用基準に該当する場合、後見人等は必要書類を豊田市に提出します。 (必要書類) <input type="checkbox"/> その他市長が認める者概要説明書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 財産目録の写し（金額の記載があるもの） <input type="checkbox"/> 収支予算書の写し <input type="checkbox"/> その他市長が認める者資産報告書（様式第2号） （財産目録の資産のうち、売却の見込みがある資産に含めない資産がある場合に記入し、提出） <input type="checkbox"/> 上記以外に、その他市長が認める者に該当することが分かる資料
③回答	豊田市は後見人等に該当の有無を口頭で回答します。
④報酬付与申立書の提出	後見人等は成年後見人等に対する報酬付与申立書の余白に「 <b><u>その他市長が認める者の対象であることについて確認済み</u></b> 」と記入し、 <b><u>その他市長が認める者運用基準を添付</u></b> して、名古屋家庭裁判所岡崎支部に提出します。
⑤交付申請書の提出	報酬付与の審判後、原則、審判のあった年度内に後見人等は必要書類を豊田市に提出します。 (必要書類) <input type="checkbox"/> 豊田市成年後見制度利用支援事業（成年後見人等報酬助成）交付申請書 <input type="checkbox"/> 後見等事務報酬付与の審判書謄本の写し <input type="checkbox"/> 後見等事務報告書の写し（②で提出済みの財産目録の写し、収支予算書の写しは不要）
⑥決定、振込	豊田市は後見人等へ交付決定通知書を通知し、指定口座に助成金を振込みます。

※上記の手順はその他市長が認める者に該当する場合に適用し、通常の申請についてはこれまでどおりの運用とします。